

平成
27年度

被保険者・被扶養者調査 実施について



当健康保険組合では、被扶養者認定時に健康保険法に基づいた厳正なる被扶養者資格審査を行っておりますが、厚生労働省の指導により被扶養者の資格調査を毎年実施することとなっております。

平成27年度につきましては、下記要領にて実施しますので、皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

被扶養者調査対象者

被扶養者の資格があることの証明となる書類を提出いただく対象者

- 配偶者
- 20歳以上(平成27年4月1日現在)75歳未満(平成27年7月31日現在)の被扶養者

調査内容

- 氏名・生年月日・現住所・電話番号などの確認
- 収入の確認
- 同居・別居の確認
- 別居家族への送金の確認

調査実施時期

- 調査表配布
平成27年8月下旬から約1ヶ月間
- 調査表回収
各事業所(会社)により異なります

今年度から、審査方法について、見直しを行います。提出いただく添付書類についても、大きく変更となりますので、ご注意ください!!

詳細については健保ホームページをご覧ください。 <http://www.yokogawakenpo.or.jp/>

*みなさんから提出いただいた書類を審査するのに、2~3ヶ月以上の時間を要しますので、調査の問い合わせや追加で求める書類の連絡等は、調査表提出からお時間をいただきますこと、あらかじめご了承ください。

1

調査対象者全員に「(非)課税証明書」の提出が必要です。

調査対象者の続柄、職業(無職・学生・パート・アルバイト・年金受給者)、収入の有無にかかわらず、調査対象者全員に「(非)課税証明書」の提出が必要です。今年度は、「平成27年度(非)課税証明書」(平成26年分の収入状況が記載されているもの)の提出となります。なお、「(非)課税証明書」を入手する際の費用は、自己負担となります。ご了承ください。

2

「学生証」「在学証明書」の提出は、不要です。

昨年度までは、学生の場合、「学生証」もしくは「在学証明書」の提出を必要としていましたが、今年度からは、学生である証明は不要です。収入の有無によって、該当する書類を提出してください。ただし、学生の場合、調査表の職業欄は「学生」と記入してください。(学生か、学生以外によって、他の添付書類が変わってきます)

3

別居の場合、被扶養者への送金証明の提出が必要です。

ただし、以下に該当する場合は、送金証明を免除します。

*調査対象者が配偶者の場合

*被保険者が単身赴任による別居の場合、「子」、または、「配偶者・子と同居する他の被扶養者」は、事業所(会社)が『単身赴任証明書』を提出することで、送金証明を免除します。

*調査対象者が入院入所による別居の場合は、その事実のわかる証明書類を提出することで送金証明を免除します。

●経過措置

昨年度までは、「配偶者と、収入のない学生の子」が別居の場合は、送金証明を免除していましたが、今年度から別居の場合は、「配偶者以外のすべての被扶養者」への送金証明を必要とします。ただし、**今年度のみ「収入のない学生の子」が別居の場合は、直近1ヶ月分の提出で可とします。**翌年度以降は、12ヶ月分の提出を求めますので、証明書類は大切に保管してください。

(注)学生の場合の送金証明は、月々の仕送り、学費の振込、家賃の振込など、生計を維持している事実がわかる書類であれば可とします。家賃の振込の場合は、賃貸契約書(写)の提出が必要となります。

4

自営業者が不認定となった場合の削除日は下記の通りです。

自営業者の収入確認は、前年の確定申告書・収支内訳書にて行っております。よって、審査の結果、不認定となった場合、被扶養者からはずれる日(削除日)は、確定申告にて申告した収入の年の翌年1月1日とします。今年度の場合は、平成26年の確定申告書にて審査を行いますので、不認定となった場合の削除日は『平成27年1月1日』となります。

5

審査の結果、不認定となった場合の削除日は下記の通りです。

審査の結果、不認定(生計維持関係が認められない)となった場合、被扶養者からはずれる日(削除日)は、『平成27年12月1日』となります。ただし、被扶養者資格認定の要件が失われている事実を確認した場合、例えば収入要件を超える収入があったと確認した場合は、その事実が確認できる日にまで遡り、被扶養者からはずれていただきます。

■参考：調査に関する法・関連通達

・健康保険法施行規則第38条(被扶養者の届出) ・健康保険法第197条(報告等) ・健康保険法施行規則第50条(被保険者証の検認又は更新)

調査の際、提出していただく添付書類について

(詳細については健保ホームページをご覧ください。 <http://www.yokogawakenpo.or.jp/>)

① パート・アルバイト収入がある場合

給与収入の確認は、「給与明細(会社名・電話番号明記)」で行っています。直近12ヶ月分を添付してください。
紛失等で12ヶ月分揃えられない場合は、当健保指定の「収入証明書」を勤務先に記入いただいでください。
*通帳のコピーは原則、認められません。

② 自営業者の場合

確定申告書・収支内訳書以外に、必要と判断した場合は、詳細を確認するため、日々の入出金がわかる出納簿、帳簿等(写し)の提出を求められることがあります。

また、平成26年1月から「記帳・帳簿等の保存制度」の対象者が、事業所得、不動産所得または、山林所得を生ずべき業務を行う方となりました。(所得税の申告がない方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります)

確定申告をされていない場合であっても、帳簿等の提出を求めます。

③ 別居している人を扶養にしている場合

被保険者によって生計を維持されているかの確認は、「送金証明」で行っています。被扶養者の収入を上回る送金が必要です。(手渡しでは、生計維持関係の証明にはなりません)

第三者から見てわかる送金元、送金先、送金金額がわかる「振込通知書」、または、「通帳の振込人・振込先の記載面」(どちらも写し)の直近12ヶ月分を添付してください。



健康保険の年間収入とは?

健康保険の年間収入とは、税法上の1月～12月や年度の4月～3月などのように、決まった期間ではなく、どの連続した12ヶ月間をとっても、130万円未満(60歳以上の方または60歳未満でも障害年金がもらえる程度の心身に重い障害のある方は180万円未満)であることをいいます。

月額平均では、108,334円未満(60歳以上の方または60歳未満でも障害年金がもらえる程度の心身に重い障害のある方は150,000円未満)になりますが、その金額をもって申請以後の1年間の収入を予測することになります。また、税法上の課税か非課税かの関係もなく、収入は、給与、賞与、交通費等を含む総収入であり、税引き後の差し引き支給額(手取り額)ではありません。

自営業者の収入とは?

自営業者等の収入については、『総収入』から『直接的必要経費』を差し引いた額となっております。所得税法上で認められている「必要経費」(家内労働者の必要経費など)や青色申告特別控除の控除金額などは、健康保険法上の収入の判断にあたっては、勘案されません。(なお、給与収入者については、「総収入」にて判断することとなり、必要経費は一切認められておりません。)

『直接的必要経費』とは、原材料費など、その経費がなければ事業が成り立たないと認められ、実際に金銭が支出している経費のことをいいます。

被扶養者でなくなった方の届出はお済みですか?

健康保険の被扶養者であった方が、就職などにより勤務先で健康保険に自身で加入された場合や、雇用保険の失業給付を受給している期間は、当健保の被扶養者ではなくなります。

故意でないにせよ、このような事実が判明した際は、被扶養者の資格要件が失われた日にまで遡り、扶養削除となります。

被扶養者ではなかった期間の医療費(7割分)だけでなく、家族出産育児一時金・付加金や高額療養費・付加金などの各種給付金、人間ドックや健保共同健診の健診費等も返還請求の対象となります。

被扶養者資格の要件からはずれた際は、速やかに扶養削除のお手続きをしていただきますようお願いいたします。

扶養に関するお問い合わせ

外線:0422-52-5521 担当:品田(内)731-34656 / 勝俣(内)731-33175

平成26年度 被扶養者調査表審査後の結果報告

対象者は配偶者と20歳以上(平成26年4月1日現在)の被扶養者(ただし任意継続被保険者を除く)

内訳表

被保険者による
削除件数

就 職	収 入 増	離 婚	雇用保険 受給開始	その他	合 計
71	66	4	7	3	151

内訳表

健康保険組合
による不認定件数

収入増	添付書類無 (審査が行えないため)	合 計
7	2	9

